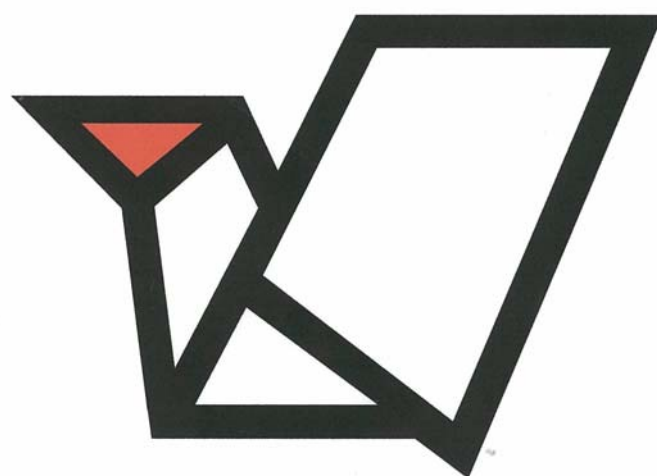


令和元年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



令和元年8月28日

令和元年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

令和元年8月28日（水曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した書記の職氏名	2
臨時議長の選出	3
開会	3
広域連合長開会挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
副議長の選挙	5
議会運営委員会委員の選任	5
休憩	6
再開	6
正副委員長互選の報告	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	
・例月現金出納検査（平成30年12月分から令和元年5月分まで）の結果について	7
一般質問	
・北谷まり議員	7
・福田広域連合長	9
・浜田昌利議員	10
・福田広域連合長	10
議案上程	
議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	11
議案関連質疑	
・北谷まり議員	12
・福田広域連合長	13
採決	13
議案第7号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	13
採決	14
認定第1号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 認定について	
提案理由説明	

・鈴木事務局長	14
反対討論	
・北谷まり議員	15
採決	15
認定第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	16
議案関連質疑	
・北谷まり議員	17
・福田広域連合長	18
採決	20
同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める ことについて	
提案理由説明	
・鈴木事務局長	20
採決	20
陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情 議会運営委員会へ付託	21
休憩	21
再開	21
陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情 委員会報告	21
賛成討論	
・北谷まり議員	22
休憩	22
再開	22
採決	23
閉会中継続審査	23
議決事件の字句及び数字等の整理	23
広域連合長閉会挨拶	23
閉会	24
議決結果	25
会議録署名	25

(資料)

- 定例会資料
 - ・議員名簿
 - ・議席表
 - ・諸般の報告
 - ・議案書

- 議案説明資料
 - ・議案説明資料

- 議場配付資料①
 - ・議事日程表 (第1号)
 - ・議事日程表 (第2号)
 - ・議会運営委員会委員名簿 (案)

- 議場配付資料②
 - ・質問発言通告表
 - ・監査委員の選任について
 - ・陳情文書表及び陳情書

- 議場配付資料③
 - ・委員会審査報告書
 - ・議事日程表 (第3号)
 - ・継続審査申出書

○議事日程・場所

令和元年8月28日 午後2時30分 開会

於：川崎市コンベンションホール ホールC

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第2号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第3号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 諸般の報告
- 日程第 11 . 一般質問
- 日程第 12 . 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 13 . 議案第7号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 14 . 認定第1号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 . 認定第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 . 同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 17 . 陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情
- 日程第 18 . (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第7号 令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 認定第1号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情

○出席議員（20人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 高橋のりみ | 11番 | 南まさみ |
| 2番 | 遊佐大輔 | 12番 | 石川将誠 |
| 3番 | 荻原隆宏 | 13番 | 日向慎吾 |
| 4番 | 麓理恵 | 14番 | 藤田昇一 |
| 5番 | 加藤広人 | 15番 | 山原栄一 |
| 6番 | 斉藤伸一 | 16番 | 保田建一郎 |
| 7番 | 北谷まり | 17番 | 寺岡まゆみ |
| 8番 | 原典之 | 18番 | 松澤堅二 |
| 9番 | 浜田昌利 | 19番 | 関口光男 |
| 10番 | 木庭理香子 | 20番 | 岩澤敏雄 |

○説明のため出席した者

- | | |
|----------|-------|
| 広域連合長 | 福田紀彦 |
| 副広域連合長 | 福田幸宏 |
| 事務局長 | 鈴木秀太郎 |
| 企画課長 | 本山実 |
| 保健事業担当課長 | 牛留雅美 |
| 資格保険料課長 | 佐藤修一 |
| 給付課長 | 千葉恵子 |

○職務のため出席した者

- | | | | |
|-----|-------|----|------|
| 書記長 | 後明ともみ | 書記 | 星崎陽子 |
| 書記 | 中里竜也 | 書記 | 重田隼平 |
| 書記 | 中山敬文 | | |

【臨時議長の選出】

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

皆様こんにちは。事務局長の鈴木でございます。

定刻となりましたので、お手元に配布しました議場配布資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号より、日程第 1、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます保田建一郎議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは保田議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（保田 建一郎君）

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、保田建一郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何卒どうぞよろしく願います。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、20名で定足数に達しております。

それではただいまから、令和元年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長（保田 建一郎君）

それでは、日程第 2、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

広域連合長の福田でございます。開会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。皆様には、日ごろから後期高齢者医療制度の運営に御理解と御協力を賜わりまして、誠にありがとうございます。

神奈川県における後期高齢者の人口は、制度発足時の平成20年は約70万人だったものが、現在では、112万人を超え、その占める割合は県全体の約12%となっております。この割合は、全国的には低いものの、今後は他県を上回る勢いで後期高齢者の人口が増加することが見込まれており、これにより、保険給付費についても、今後増加の一途をたどることが見込まれております。この制度を持続可能なものとしていくためには、「第3次広域計画」にも掲げており

ます、「医療費適正化」や「保健事業」といった、医療費の抑制に向けた様々な取組みが一層重要となります。引き続き、県や市町村との連携を密にし、さらなる取組みの推進を図ってまいりたいと考えております。また、現在、国の示す「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」につきましても、国の動向等を注視しながら、市町村と連携し、足並みをそろえて、取り組んでいく所存でございますので、皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の議会定例会では、平成30年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（保田 建一郎君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（保田 建一郎君）

次に、日程第4、選挙第2号、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。本広域連合議会議長に高橋のりみ議員を指名いたします。これにより、高橋議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって高橋のりみ議員が、議長に当選されました。

高橋のりみ議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

それでは高橋議長、議長席をお願いいたします。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいま御推挙いただきまして、議長の要職につかせていただくことになりました、高橋のりみでございます。

皆様方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。着席させていただきます。

【副議長の選挙】

○議長（高橋 のりみ君）

それでは、お手元に配付しました議場配付資料①の3ページの議事日程表第2号により順次御審議いただきますので、御了承願います。

日程第5、選挙第3号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選することに決定いたしました。本広域連合議会の副議長に、関口光男議員を指名いたします。これにより、関口光男議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、関口光男議員が副議長に当選されました。関口光男副議長が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました関口光男副議長から御挨拶をお願いいたします。

関口光男副議長。

○副議長（関口 光男君）

ただいま御指名いただきました関口光男でございます。

副議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

高橋のりみ議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう、努めてまいりたいと思います。皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議場配付資料①の5ページ、議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、会議室3及び4にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後3時00分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長（高橋 のりみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（後明 ともみ君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、石川将誠議員、副委員長、日向慎吾議員、以上でございます。

【議席の指定】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、定例会資料の資料2にございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、14番、藤田昇議員、及び15番、山原栄一議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第10、諸般の報告を行います。定例会資料の資料3にございます例月現金出納検査の結果についてのとおり、平成30年12月分から令和元年5月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第11、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料②の1ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜市会選出の北谷まりです。日本共産党を代表して質問いたします。

政府は2018年12月20日、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」を取りまとめ、負担増について「骨太の方針2020」等に向けて検討するとしています。工程表は、今後3年で「全世代型社会保障」を構築するとして、働き手を増やすと強調する一方、「給付と負担の見直し」として、後期高齢者の窓口負担の見直し、薬剤自己負担の引き上げ、外来受診時等の定額負担の導入・活用、介護サービス利用料3割負担の対象者拡大など、全世代に引き続き医療・介護負担増を盛り込んでいます。これらは、全世代の社会保障という看板に反してあらゆる世代に負担増となるものであると考えますが、連合長としてどう考えておられるのか伺います。

後期高齢者医療の保険料はこれまで特例として低所得者に対し、軽減措置がありましたが2017年度から縮小がはじまり、2020年度以降は制度本来の仕組みである7割軽減に戻すとして、軽減特例は廃止されます。国から介護保険料の負担軽減・年金生活者支援給付金が示されてはいるものの、負担増であることには変わりありません。神奈川県広域連合も加わっている全国広域連合協議会からは、救済措置が要望されていることは承知していますが、後期高齢者の生活を守る立場に立てば、軽減特例の削減・廃止は中止すべきです。連合長として国に要望する考えはないのか、伺います。

次に、高齢者の生活実態の認識についてです。県内の75歳以上高齢者のうち、後期高齢者医療の対象とならない生活保護利用者は2017年度、34,515人。2015年度は約3万人でしたか

ら、2年間で5千人近く増えたこととなります。県内被保険者約100万人のうち、所得100万円未満が7割を超えています。国民生活基礎調査では、高齢者世帯のうち、55.1%が生活について「苦しい」と回答しています。高齢者の生活を支える年金は、2004年に「100年安心年金」として導入されたマクロ経済スライド制度により、給付額が自動的に削減されていきます。2019年度の物価が1%上がっているのに年金は0.1%増の改定にとどまり、この6年間で見ると、物価は5.3%上がり、年金は0.8%下がっています。現在の基礎年金は満額でも月6万5千円、憲法25条に定める健康で文化的な生活に程遠い状況です。にもかかわらず、2040年代には、基礎年金の満額を実質4万5千円に引き下げようとしています。これでは、高齢者の暮らしは苦しくなる一方です。国の高齢社会白書によると、75歳以上の高齢者のうち介護保険の認定率は32.1%。高すぎる介護保険料で、2016年度に保険料滞納で差し押さえ処分を受けた65歳以上は過去最多の1.6万人。年金削減、消費税増税に加え、介護費用が暮らしを圧迫しています。政治が作り出した高齢者の貧困と見ますが、どう認識されているのか伺います。

高齢者の厳しい暮らしにさらに追い打ちをかけるのが、10月からの消費税10%増税です。NHKの参議院選挙出口調査では、消費税増税に57%が反対し、多くの識者が、「さらなる増税で貧困と格差を広げ、日本はすさまじい経済低迷期に」と警告しています。そもそも、消費税は不公平税制であり、社会保障に最もふさわしくない税です。高齢者の暮らしを守るために、連合長として国へ消費税10%増税の中止を求め、後期高齢者医療保険運営者としての責任を果たすべきですが、お考えを伺います。

次は、窓口負担2割への引き上げを中止することについてです。工程表では、平成26年度から70歳以上で窓口2割負担とされているが、「70～74歳の窓口負担の段階的引き上げの実施状況などをふまえて」検討となっていますが、2020年の骨太方針に盛り込む予定で進められています。6月に行政側の全国広域連合協議会から、窓口負担のあり方について、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とすること」との国へ要望が出されました。窓口負担増は治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かします。高齢者からの、窓口負担2割は中止してほしいとの声を聞いています。県広域連合としても独自に要望すべきと考えますが、見解を伺います。

最後に高齢者医療保険制度の在り方についてです。国は、後期高齢者医療制度は定着していることを強調していますが、収入が限られている一方で医療費がかさむ高齢者のみの制度は、高齢者に際限ない保険料値上げを押し付け、「負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するか」を迫るもので、制度の悪害が本格化しています。そこで、いったん廃止して、老人保健制度に戻すなど、老人福祉法の目的・基本的理念を生かす高齢者医療制度への転換について、国民的議論が必要と考えます。見解を伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それでは北谷議員の御質問にお答えします。

まず、全世代型社会保障についての御質問でございますが、全世代型社会保障制度の医療・介護分野につきましては、誰もが適切なサービスが受けられる社会を目指し、医療・介護の保険料及び高額療養費制度の負担の軽減など、所得に応じた負担の見直しが掲げられており、全世代に負担増となるものでは無いと認識しております。

次に、保険料軽減特例についての御質問でございますが、保険料軽減特例の見直しにつきましては、本年6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会から、厚生労働大臣へ、「9割軽減見直しの対象者のうち、年金生活者支援給付金の支給に該当しない方へ、国による救済措置を講じること」や、「元被扶養者の所得割を賦課しない措置を継続すること」を要望しております。全国後期高齢者医療広域連合協議会による要望は、全国の広域連合が連携して行うものであるため、当広域連合が単体で行うよりも、当該協議会で全国広域連合の意見を取りまとめて要望すべきと考えております。

次に、高齢者の生活実態に対する認識についての御質問でございますが、平成30年度の厚生労働省の統計によりますと、収入から、公的年金等控除などの必要経費を除いた、本県の1人当たりの所得額は、120万9千円で、全国で高い方から数えて2番目となっております。また、所得に対しての保険料の負担割合は、7.4%で、全国で低い方から数えて3番目という状況でございます。当広域連合としましては、保険者として、制度の安定的な運営を図るとともに、制度上設けられている、低所得者対策を適切に実施できるよう、必要とする被保険者への周知に努めているところでございます。

次に、消費税増税についての御質問でございますが、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付費の増大や、生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少により、国や地方公共団体の財政状況は大変厳しくなっております。こうした状況下において、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡のとれた、社会保障制度の安定的な運営には、消費税率を引き上げ、その財源を社会保障費に充てることは必要なものと考えております。

次に、医療費窓口負担についての御質問でございますが、後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、本年6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会から、「現状維持を基本とし、検討を慎重に進めること」及び、「やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合には、被保険者に対し、十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うこと」を要望しております。全国後期高齢者医療広域連合協議会による要望は、全国の広域連合が連携して行うものであるため、当広域連合が単体で行うよりも、当該協議会で全国広域連合の意見を取りまとめて要望すべきと考えております。

次に、老人保健制度に戻すことについての御質問でございますが、後期高齢者医療制度は、若者と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度でございます。発足後10年以上が経過し、定着もしておりますことから、今後も維持すべきであると考えて

おります。以上でございます。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

次に浜田昌利議員から通告がありましたので、発言を許可します。

浜田昌利議員。

○9番議員（浜田 昌利君）

川崎市議会選出の浜田昌利です。質問させていただきます。後期高齢者医療制度の事業費補助金について伺います。

川崎市には国民健康保険における加入者の皆さんの健康保持・健康増進を目的とする保健事業の一つとしまして、市内の5つの温泉プールの無料利用券を一人当たり半年ごとに8枚まで配布するという事業がありますが、平成20年に後期高齢者医療制度が始まりましてからは、結果として、75歳以上の皆さんが、この温水プールの無料利用券を受け取れないこととなりました。それまで利用されていた75歳以上の皆さんからは、残念がる声や疑問に感じるとの御意見なども伺ってまいりまして、後期高齢者医療制度の事業補助金の中で対応できないものかと思うものでございます。後期高齢者医療制度の事業補助金の内容を見ますと、対象となる事業が大きく分けて3つあり、1番目に長寿・健康増進事業、2番目に高齢者の低栄養防止・重症化予防の推進、3番目に保険者インセンティブ評価対象事業等の実施、となっています。

昨年度・平成30年度のこの事業補助金の交付額一覧によりますと、長寿・健康増進事業については21市町村の28事業に交付されており、高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進については5市町村の5事業・7分野に、保険者インセンティブ評価対象事業等の実施については5市町村の7事業に、それぞれ交付されております。県内の33市町村に対しましては、この事業補助金の対象となる事業数も補助金額もまちまちで、対象となる事業が全くない市町村もあるようでございます。市町村に対する公平性は、どのように図られているのか、伺います。

また、事業補助金は効果的に活用されるべきと思いますが、費用対効果をどのように検証しているのか、伺います。

各市町村で行っている国民健康保険の保健事業について、事業内容や事業費などから健康保持・健康増進に効果があると思われるものについては、後期高齢者医療制度の事業補助金の中でも対応できるよう検討すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それでは浜田議員の御質問にお答えします。

まず、市町村に対する公平性についての御質問でございますが、当広域連合が市町村に交付する後期高齢者医療制度事業補助金につきましては、国庫補助金及び調整交付金を財源としており、国の交付基準等に基づき、市町村に対する補助金の交付要件を設定しているものでござ

います。市町村に対する交付要件につきましては、これまでも国の交付基準等の変更に併せて見直しを行っており、平成30年度には新たに「保険者インセンティブ評価対象事業等の実施」を加えるなど、拡充を図ってまいりました。なお、これまで当該補助制度の活用につきましては、市町村により異なる状況であり、課題として認識しております。このことから、当広域連合といたしましては、制度の周知や事業事例の情報提供など、市町村への支援に努めているところでございます。

次に、補助金交付事業の検証についての御質問でございますが、当該補助金におきましては、すべての事業につきまして、事業実施後に市町村が自ら評価を行うとともに、当広域連合としてもその実績について確認をしております。当該補助金を含めた保健事業の評価につきましては、引き続き中長期的な視点で検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の保健事業への対応についての御質問でございますが、現在、当広域連合では、被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等を踏まえた保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業について、調整交付金の交付基準に基づき、市町村に補助金を交付しております。なお、平成30年4月に国が策定した「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」では、保健事業の実施にあたっては、年齢区分にとらわれず、高齢期において一貫性、連続性のある取組みを行えるよう、国保等他の医療保険者と連携を図ることが重要であるとされております。今後も、国の動向及び他の広域連合の取組状況を注視しながら、市町村との連携を図り、効果的な保健事業の実施に取り組んでまいります。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第12、議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第6号について、御説明申し上げます。議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

まず、「1 概要」ですが、「地方公務員法」と「地方自治法」の改正法を受けまして、地方公共団体は臨時・非常勤職員について「会計年度任用職員制度」に移行し、任用などを統一的に取り扱うことが、求められています。当広域連合では、現在、一般職の非常勤職員として、保健師2名を雇用しているところですが、令和2年度より「会計年度任用職員」として任用するべく、関係条例の改正を行うものです。なお、当広域連合では、勤務時間が常勤職員より少

ない、短時間勤務の会計年度任用職員を任用することを予定しています。ページの中ほどに「全体像」として、現行制度との比較を記載しています。まず、「根拠法令」ですが、現行の一般職非常勤職員が、「地方公務員法」第 17 条第 1 項を根拠に任用しているのに対し、「短時間勤務会計年度任用職員」は、改正後の「地方公務員法」の、第 22 条の 2 第 1 項第 1 号を根拠として、任用することになります。「給付体系」については、現行では報酬に通勤手当を含めていますが、「短時間勤務会計年度任用職員」には、報酬と期末手当を給付し、通勤手当は費用弁償になります。続く「任用」等については、当広域連合の条例を改正いたします。また、会計年度任用職員は「人事評価」の対象となります。

次に、「2 令和 2 年度の採用人数」ですが、保健師を、今年度の非常勤職員と同数の 2 名とするほか、新たに事務補助職員として、事務職 1 名を加えることを予定しています。

一枚おめくりいただき、2 ページを御覧ください。「1 条例制定の理由」は、先ほどの「概要」と重複しますので、省略させていただきます。また、「2 条例改正の内容」ですが、「(1) 一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の改正」としまして、条例の名称を変更し、条例中の「一般職非常勤職員」を、「短時間勤務会計年度任用職員」と読み替えるなどの改正を行います。

次に、「3 関係条例の改正内容」ですが、会計年度任用職員制度への移行にともない、(1) から (4) の 4 件の条例について、必要な改正を行います。

最後に、「4 条例の施行日」ですが、令和 2 年 4 月 1 日を予定しています。

なお、別冊の定例会資料においては、13 ページから 23 ページに「議案書」を、24 ページから 43 ページに「新旧対照表」を掲載しておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料②、2 ページの「議案関連質問発言通告表」のとおり、議案第 6 号について北谷まり議員から通告がありましたので、発言を許可します。

北谷まり議員。

○7 番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。地方公務員法などの改正があり、内容は地方自治体における特別職非常勤及び臨時的任用の任用要件を厳格化し、一般職の非常勤職員として雇用期間を 1 年と法律に明記した会計年度任用職員制度を新設するものです。今回、これに伴う条例改定としていますが、雇用期間の更新については、検討中とのことで、不確定なままで条例改定する議案は問題です。この制度では、いつでも更新をせずに雇止めにすることができますし、民間では 5 年で無期転換が発生するという正規雇用への転換制度がありますが、当該制度にはないため、どんなに働いても、定められた期間が終われば雇止めになってしまいます。ILO は雇用形態について、非正規労働から正規雇用への転換を促進する勧告を採択しました。制度の対象となる保健師は後期高齢者の健康寿命の延伸、介護予防などで重要な職責を担っています。本来公務

労働は正規雇用とするべきであり、広域連合としても、現在の非正規雇用を是正して、正規雇用とすべきです。見解を伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それでは北谷議員の御質問にお答えします。

会計年度任用職員についての御質問でございますが、当広域連合では、発足以来の被保険者数や医療費の増加への対応と、医療費適正化や保健事業の拡充に向けて、県・市町村からの派遣職員の増員配置により事務局体制の強化を進めており、限られた人材や財源の中で、的確に職員を配置するため、昨年度より、非常勤職員を雇用しているところでございます。今回、国が主導する会計年度任用職員制度につきましては、これまで、全国で個別に運用されてきた臨時・非常勤職員の制度に対して、任用や勤務条件等に関する統一的な取扱いを定めることにより、適切な運用を確保するものと承知しております。今後も、最適な職員配置に努め、後期高齢者医療制度を取り巻く環境の変化に対応できる事務局体制の構築を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第6号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

【令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第13、議案第7号、令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

議案第7号について御説明申し上げます。議案説明資料の3ページ、資料2を御覧ください。

本補正予算は、平成30年度特別調整交付金の保険者インセンティブ分のうち、未使用の額を、「保健事業等支援基金」に積み立てるものです。

まず、「1 補正予算額」ですが、7億3,351万2千円を増額し、予算総額を、36億7,875万5千円とします。

次に、「2 補正の内容」の「(1) 歳入」は、4款1項1目の「繰越金」を7億3,351万2千円増額し、予算現額を7億3,351万4千円とします。「(2) 歳出」は、2款1項3目の「保健事業等支援基金費」を、歳入同様、7億3,351万2千円増額し、予算現額を7億3,351万9千円とします。

なお、別冊の定例会資料においては、45 ページから 55 ページに「議案書」及び「予算書」を掲載しておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

議案第7号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第14、認定第1号、平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

認定第1号について御説明申し上げます。議案説明資料の5ページ、資料3を御覧ください。

まず、「1 平成30年度決算の収支」ですが、収入総額48億5,726万7,950円、支出総額35億7,283万1,790円、収支差引残額は、12億8,443万6,160円となっています。

次に「2 歳入について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、表の一番右下の欄になりますが、歳入全体で12億8,676万9千円、36.0%の増となっています。「(2) 歳入の主な増減」ですが、「分担金及び負担金」は、療養費等の審査支払経費を特別会計で計上したことなどにより、1,678万9千円の減、「国庫支出金」は、特別調整交付金の保険者インセンティブ分の交付額が増加したことなどにより、6億8,190万4千円の増、「繰入金」は、被保険者証の一斉更新や標準システムの構築等に係る基金からの繰り入れにより、5億7,294万5千円の増、「繰越金」は、前年度剰余金の増加により、4,713万1千円の増、「県支出金」は、後発医薬品使用促進推進事業に対する負担金新たに交付されたことにより、156万8千円の増、となっています。

1枚おめくりいただき、6ページを御覧ください。「3 歳出について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載とおりです。対前年度の増減額は、歳出全体で4億

7,275万7千円、15.2%の増となっています。また、「(2)歳出の主な増減」については、「資格管理事業費」が、2年に1度の被保険者証の一斉更新に伴い、3億7,540万6千円の増、「給付関係事業費」は、療養費等の審査支払経費を特別会計で計上したことなどに伴い、1億3,252万6千円の減、「電算システム関係費」は、標準システムサーバーの機器更改に伴い、2億9,529万8千円の増、「財政調整基金費」は、翌年度に向けた被保険者証の一斉更新などのための積み立てがなかったことにより、4億5,164万9千円の減、「保健事業等支援基金費」は、新たに基金を設置し、特別調整交付金保険者インセンティブ分の未使用の額を積み立てたことから、3億4,553万3千円の増、となっています。

次に、「4 基金の状況」ですが、「(1)財政調整基金」については、平成29年度の事業費補助金の経費のほか、平成30年度の、被保険者証の更新経費と標準システムサーバーの機器更改の経費として、「取崩額」の欄にあります計6億9,894万5千円を取り崩した一方、前年度の剰余金など、1億5,475万円を積み立てたことから、平成30年度末の残高は、3億1,869万4千円となっています。「(2)保健事業等支援基金」については、平成30年8月に新たに設置したもので、積立額に対して取り崩しはありませんでしたので、平成30年度末の残高は、積立額と同額の3億4,553万3千円となっています。

次の7ページを御覧ください。最後に、「5 剰余金の状況」ですが、収支差引残額12億8,443万6,160円から、令和元年度に国等に返還予定の精算額1,446万円を差し引いた12億6,997万6,160円が実質的な差引残額となります。これに、先ほどの基金の残高を加えた19億3,420万3,627円が平成30年度末の実質的な剰余金となります。

なお、別冊の定例会資料においては、57ページから76ページに「議案書」及び「決算書」を、105ページ以降に「財産に関する調書」と「主要施策の成果説明書」を掲載しておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより討論に入ります。

認定第1号について、北谷まり議員から討論の通告がありましたので発言を許可します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。2018年度一般会計歳入歳出決算についてです。県内33市町村すべてが支援金や拠出金を出していながら、議員定数20名のみであり、定数の改善もないままで、当事者である高齢者の意見が直接的に反映できる仕組みとしては不十分です。マイナンバー制度の運用とインセンティブ補助金を問題視しており、認定できません。

○議長（高橋 のりみ君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号について賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数でございます。よって本件は、認定することに決定しました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第 15、認定第 2 号、平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

認定第 2 号について、御説明申し上げます前に、まず、議場配付資料②の 5 ページを御覧ください。先にお配りしております定例会資料及び議案説明資料の記載内容に一部誤りがございましたので、正誤表に記載のとおり訂正させていただくとともに、この場をお借りしてお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

それでは、議案説明資料の 9 ページ、資料 4 を御覧ください。

まず、「1 平成30年度決算の収支」ですが、収入総額9,048億1,259万2,259円、支出総額8,912億9,120万9,076円、収支差引残額は、135億2,138万3,183円となっています。

次に、「2 歳入について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は、歳入全体で 212 億 4,043 万 9 千円、2.4%の増となっています。また、「(2) 歳入の主な増減」については、まず、「保険料納付金」が、被保険者数の増加や軽減特例の見直しなどに伴い、9 億 6,234 万 7 千円の増となっています。なお、平成 30 年度現年度分の保険料収納率は、対前年度比 0.06 ポイント増の 99.47%となりました。次に、「市町村支出金」の保険料納付金を除いたものから、3 行下の「支払基金交付金」までについては、療養給付費の増加に伴ってそれぞれ増となり、また、「その他の収入」については、前年度繰越金の減額により、40 億 4,642 万 4 千円の減となっています。

1 枚おめくりいただき、10 ページを御覧ください。「3 歳出について」の「(1) 総括表」ですが、項目ごとの決算額は記載のとおりです。対前年度の増減額は歳出全体で 281 億 1,516 万 1 千円、3.3%の増となっています。また、「(2) 歳出の主な内訳」には、保険給付費に関連する数値の推移を参考として掲載しています。表の 3 目の「一人あたり医療費」の平成 30 年度を御覧いただきますと、本県の対前年度比は 0.1%の減となっていますが、一つ目の表の被保険者数は対前年度比 4.4%の増となり、その下の「療養給付費等」の額は、結果、3.9%の増と大きく増加しました。

次の 11 ページを御覧ください。「4 財政運営期間の状況」についてですが、平成 30 年度は財政運営期間の 1 年目にあたります。歳入については、被保険者数が見込みを下回りましたが、収納率が予定収納率を上回ったことなどから、保険料収納額が見込みよりも約 13 億円増

加しています。一方、歳出については、療養給付費等が見込みに比べて約 69 億円の減となっています。

次に、「5 基金の状況」ですが、療養給付費として、64 億 7,616 万 7 千円を取り崩した一方で、前年度剰余金など 68 億 5,790 万 1 千円を積み立てたことにより、平成 30 年度末の残高は 125 億 8,412 万 3 千円となっています。

1 枚おめくりいただき、12 ページを御覧ください。「6 剰余金の状況」ですが、「収支差引残額」135 億 2,138 万 3,183 円から、令和元年度に国などに返還する 127 億 685 万 9 千円を差し引いた 8 億 1,452 万 4,183 円が、実質的な「差引残額」となります。これに、先ほどの基金の残高を加えた 133 億 9,864 万 7,491 円が、平成 30 年度末の実質的な剰余金となります。

なお、別冊の定例会資料においては、77 ページから 104 ページに「議案書」及び「決算書」を、また、127 ページ以降に「主要施策の成果説明書」の特別会計分を掲載しておりますので御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

これより質疑に入ります。

議場配布資料②、2 ページの「議案関連質問発言通告表」のとおり、認定第 2 号について、北谷まり議員から通告がありましたので発言を許可します。

北谷まり議員。

○7 番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。2018 年度特別会計歳入歳出決算認定についてです。2018 年度は財政運営期間の 1 年目にあたります。被保険者数と療養給付費等の見込みが過大であったことなど、認定できない立場から質問します。

まず、2018 年度の被保険者数と一人当たりの医療費の見込みと実績、及びその差はどうなっているか、伺います。

次に、2018 年度から 2019 年度の期間についての、保険料確定に大きな比重を持つ被保険者数と一人当たりの医療費の見込みと実績値の差は、従前の期間の数値と比べて、精度の確かさはどのように変化しているのか、伺います。また、次期期間、2020 年度から 2021 年度の保険料設定に、その抑制の財源となる剰余金、財政安定化基金、支払準備基金の 2019 年度末の残高見込み額はどのように見込んでいるのか、伺います。

今期の保険料は 2017 年度末の剰余金 140 億円を充てて、一人平均 2,590 円引き下がりました。剰余金は保険料の減額に使うことになっているので、1 年目が終わった決算で、歳入歳出差引残額約 135 億円、剰余金 134 億円ですから、2 年目に大きな支出がなければ、次期保険料を引き下げる財源はあると言えます。全国広域連合協議会からは、財政安定化基金を保険料増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化するなど、国へ要望が出されています。剰余金や基金活用など、神奈川県広域連合独自の裁量で次期保険料を引き下げることを求めますが、その御意志があるのか伺います。

次に保険料滞納処分についてです。2018年度の差し押さえ件数は666件で、差し押さえ金額は約1億1,630万円でした。2012年度の差し押さえ件数は69件と、7年間で約10倍弱増えています。国では、2009年度は834件で2017年度は8,616件、9年間で8倍となっています。国と比較しても、県の滞納処分の増加ペースは速くないでしょうか。一方、滞納処分の執行停止は、2015年度282件、2016年度625件、2017年度702件と年々増加しています。これらの数字から、保険料を払いたくても払えない人が増加していること、無理な取り立てが横行していると見ますが、どう認識しておられるのか伺います。

保険料滞納によって、短期証が発行されることとなりますが、医療機関の窓口で、この短期証を出さなければならない高齢者の気持ちを考えたことは、あるのでしょうか。納付相談の機会を増やすため交付しているとのことですが、滋賀県野洲市のように、滞納はSOSととらえて訪問し、事情を聴くなど寄り添った対応をすることは可能です。ペナルティ以外の何物でもない、短期証の発行はやめるべきですが、いかがでしょうか。

最後は保健事業についてです。保健事業実施計画では、市町村独自に行っている保健事業を確認し、補助対象を検討するとしていますが、どのようなことが検討されているのか、伺います。また、歯科健診について、歯科健診できる場を増やして、受診者数を増やすべきと考えますが、いかがでしょうか。保健事業は、自治体ごとの事業が拡充するよう国費で支援すべきです。それが不十分なまま、調整交付金の保険者インセンティブが強まれば、調整交付金の主たる目的、本来の機能が失われる危険性があり、インセンティブが拡大するのは問題です。保健事業は特別会計予算の中で、あるいは、東京都のように、都自身が保健事業費を各市町村に提供しているように、一般財源で行うべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋 のりみ君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

北谷議員の御質問にお答えします。

平成30年度の被保険者数と一人当たり医療費についての御質問でございますが、平成30年度の被保険者数は、保険料算定時に見込みました109万5千人に対して、実績が108万9千人であり、見込みと実績の差は6千人の減となっております。また、平成30年度の一人当たり医療費につきましては、見込みの86万6千円に対して、実績が86万9千円であり、見込みと実績の差は3千円の増となっております。

次に、被保険者数と一人当たり医療費の見込みの精度についての御質問でございますが、被保険者数における見込みと実績の差は、平成29年度には1万4千人だったものが、平成30年度は6千人と大きく減少しております。また、一人当たり医療費につきましても、平成29年度に2万7千円だったものが、平成30年度は3千円と、こちらも大きく減少しております。見込みと実績の差が減少した要因といたしましては、平成29年度までは被保険者数の算定に、人口統計のデータを用いていたものを、平成30年度から県内市町村の協力を得て、できる限り正確な

被保険者数の把握に努めたことなどにより、精度が大きく向上したものと考えております。今後も保険料の算定に当たっては、被保険者数や一人当たり医療費が大きな要素となることから、市町村の協力を得て、できるだけ正確な被保険者数を把握するとともに、一人当たり医療費の伸び率や診療報酬改定等を勘案した医療給付費等の動向を精査し、その見込みの精度を上げるよう努めてまいります。

次に、保険料の抑制財源となる剰余金及び基金残高の見込額についての御質問ですが、平成30年度決算においては、歳入歳出差引残額が135億円となっており、ここから、翌年度に国等へ返還予定の127億円を差し引いた8億円が、平成30年度の実質的な剰余金となっておりますが、令和元年度につきましては、現時点で見込額をお示しすることは困難でございます。また、療養給付費等支払準備基金の残高見込みにつきましては、平成30年度末残高126億円に、今年度の取り崩し予定額46億円を差し引き、先ほどの平成30年度の実質的な剰余金8億円を加えた合計88億円が、現時点での令和元年度末における残高見込みとなっております。

次に、保険料滞納処分についての御質問でございますが、支払い能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や再三の催告等によっても長期にわたり保険料を滞納している被保険者につきましては、その納付資力を見極めた上で、法令の基準により適正な滞納処分が行われていることもあり、差し押さえ件数も増えているものと認識しております。また、納付相談や生活実態調査の中で、納付できない特別な事情があると判明した方に対しては、生活支援部門を案内するなど、市区町村において丁寧な対応がなされております。

次に、短期証の発行についての御質問でございますが、短期証は、保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やし、保険料の納付につなげるために交付しているものでございます。また、生活状況の確認及び無理のない納付計画の策定など、収納対策として今後とも必要なものと考えております。

次に、市町村保健事業に対する補助についての御質問でございますが、当広域連合では、市町村が実施する高齢者を対象とした保健事業を把握し、国が示す保険者インセンティブの評価指標等を参考として、補助対象について検討を行い、高い効果が見込まれる被保険者の主体的な健康づくりに対する働きかけや高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施等に対し、平成30年度から補助金を交付することとしたところでございます。

次に、歯科健康診査についての御質問でございますが、平成30年度の歯科健康診査につきましては、1,656の協力歯科医療機関で4,537人が受診し、受診者は前年度から422人増加いたしました。また、受診率は0.67ポイント上昇の4.66%となっております。今年度につきましては、さらに69機関の増加を図り、1,725の協力歯科医療機関で受診できる体制としております。引き続き協力機関の増加を図るとともに、広報紙や案内状に同封したチラシを通じて、歯科健康診査の重要性について周知するなど、受診率の向上に取り組んでまいります。

最後に、保健事業の財源についての御質問でございますが、保険者インセンティブとして交付される調整交付金は、高齢者の健康寿命の延伸に向けた保健事業の実施に対して、各広域連合に交付されるもので、被保険者の健康づくりや医療費適正化事業の充実を目的とするものと

承知しております。当広域連合における保健事業の財源につきましては、保険者インセンティブをはじめとした国からの交付金や被保険者の保険料、県内各市町村からの負担金などが考えられますが、どの財源を活用して実施すべきか、個々の事業ごとに、事業の内容や性質等を踏まえて判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋 のりみ君）

よろしいでしょうか。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第16、同意第2号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない」とありますので、10番、木庭理香子議員の退席を求めます。

（木庭議員 退席）

事務局に提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

同意第2号について、提案理由を御説明申し上げます。議場配付資料②の7ページを御覧ください。広域連合議員のうちから選任している監査委員の任期満了に伴い、新たに木庭理香子議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。木庭氏の略歴は、9ページの履歴書のとおりでございます。監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（高橋 のりみ君）

同意第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は、同意することに決定しました。

退席中の木庭理香子議員の入場を許可します。

（木庭議員 入場）

ただいま選任同意をしました。監査委員の木庭理香子議員から、御挨拶をお願いします。

木庭理香子議員。

○10 番議員（木庭 理香子君）

ただ今、議員の皆様から御賛同をいただき監査委員に就任しました木庭理香子でございます。先ほど平成30年度決算を認定いたしました。9,000億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性と重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 のりみ君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、日程第17、陳情第2号、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の11ページを御覧ください。本1件につきましては慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後4時05分 休憩

午後4時18分 再開

【委員会報告（陳情第2号）】

○議長（高橋 のりみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17、陳情第2号、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

石川議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（石川 将誠君）

ただいま議題となりました陳情第2号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました議場配付資料③の1ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で御報告を終わります。

○議長（高橋 のりみ君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告が

ありましたが、本件については、北谷まり議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

北谷まり議員。

○7番議員（北谷 まり君）

横浜の北谷まりです。窓口負担2割引き上げは、2020年の骨太方針に盛り込む予定で進められていることから、神奈川県社会保障推進協議会から陳情が出され、後期高齢者の医療費負担の現状維持を求める意見書を国へ提出してほしいと求めています。提出団体は、医療関係者、高齢者、労働者、消費者、障がい者など各団体と協力して、75歳以上の医療費負担2割化に反対する国会請願署名を集める行動にも取り組んでおられます。低所得の高齢者は、保険料特例軽減が縮小・廃止され、高すぎる保険料で苦しい生活を強いられることとなり、昨年秋、不服審査請求を求めた高齢者は256名となりました。ある方は「以前より、年金は減りました。足も悪くなり、タクシーを利用しての通院。病院に行けなくなりました。2倍なんてとんでもない。命を守らせてください」とおっしゃっています。全国後期高齢者広域連合協議会の要望だけでなく、宮城県広域連合議会、長野県広域連合議会は「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書」を採択しています。神奈川県保険医協会は「窓口負担の原則2割負担は高齢者の受診抑制につながる」としています。

○議長（高橋 のりみ君）

持ち時間が過ぎました。

○7番議員（北谷 まり君）

はい。議員の皆様、陳情を賛成しようではありませんか。以上です。

○議長（高橋 のりみ君）

以上で討論を終結します。ただいま議事の整理中ですのでしばらくお待ちください。暫時休憩いたします。

午後4時22分 休憩

午後4時27分 再開

○議長（高橋 のりみ君）

再開します。配布資料の誤りにつきまして、事務局から説明させます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木 秀太郎君）

ただいま、議場に配布いたしました議場配布資料③の委員会付託事件審査報告書の陳情の記述に誤りがございましたので訂正をさせていただきます。「陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討を中止し、原則1割負担の継続を求める意見書提出の陳情」と記載をしておりますが、誤りでございまして、正しくは「陳情第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情」となりますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 のりみ君）

これより、採決に入ります。陳情第2号については、議会運営委員会では不採択であります
が、報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（高橋 のりみ君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。お手元に配付しました議場配付資料③
の3ページを御覧ください。ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続
審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定い
たしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（高橋 のりみ君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、
字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に
御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これ
を議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（高橋 のりみ君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

発言のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げたいと
存じます。

本日は、限られた時間の中ではございましたが、さまざまな議案について、熱心な御審議を
賜り、厚く御礼申し上げます。

私の広域連合長としての任期は明日で満了となります。この間、皆様からの温かい御指導や

御協力をいただき、無事に務めを果たすことができましたこと、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

次期広域連合長は、藤沢市の鈴木市長が勤められます。議員の皆様には、今後とも、後期高齢者医療制度への変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（高橋 のりみ君）

これをもちまして、令和元年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時30分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議案第6号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決
議案第7号	令和元年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	可決
認定第1号	平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第2号	平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
同意第2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第2号	後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 保田 建一郎

議長 高橋 のりみ

議員 藤田 昇

同 山原 栄一